

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行 条 例
<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。</p> <p>一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者）指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規</p>	<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例） 第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。のうち 通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所 とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 については、適用しない。</p> <p>一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者 をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に 登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十五人</p>

模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、十八人)以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)が登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号)の居間及び食堂をいう。)が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

#### 五 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)  
第一百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該

以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 的通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所)の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下 同じ。)が登録定員の二分の一から十五人

までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号)の居間及び食堂をいう。)が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条 に規定する基準を満たしていること。

#### 五 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所 に関する特例)  
第一百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該

事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用者数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）が通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ又は第七十五条第二項第二号ハ）に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 略

附則

## 第一条 略

（地域移行支援型ホームの特例）

第二条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認められた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十八條第一項（第二百一條の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建築物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第十九条第二項第二号の規定により県が定める区域とする。以下同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が、指定共同生活援助の事業等を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域における指定共同生活援助等の必要な量に満たない県又は当該区域において行うものである

事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）が通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二号ハ）に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 略

附則

## 第一条 略

こと。

2] 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2] 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）については、第九十八条第二項から第九項まで（第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第九十八条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第三条 指定共同生活援助等に係る共同生活住居（地域移行支援型ホームであるものに限る。）の構造及び設備は、その利用者の生活の独立性を確保するものでなければならぬ。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

第四条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、二年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

第五条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第六条 地域移行支援型ホームについての第二百一条又は第二百一条の十二において準用する第六十一条の規定の適用については、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四条に定める期間内に附則第五条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第七条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2] 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項の協議会その他これに準ずるものとして知事が認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に指定共同生活援助の事業等の提供状況等を報告し、協議会等によ

る評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第八条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第九十八条第一項(第二百一条の六において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等

を行うことができる。

### 第九条 略

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十条 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第九十九条第三項の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第九十九条第三項の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 前二項の場合において、第九十六条第一項第二号から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第十条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。

### 第十一条 第十四条 略

(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第二条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)(平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第九十八条第一項(第二百一条の六において準用する場合を含む。)(の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)(を行うことができる。

### 第三条 略

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第四条 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第九十九条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第九十九条第三項の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 前二項の場合において、第九十六条第一項第二号から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。

### 第五条 第八条 略